表17　緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト例

※　チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確認事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | ✔ |
| 法令で定める事項（必須項目） | 第一種銃猟免許を所持している※　装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く） |  |
| 第二種銃猟免許を所持している※　空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く） |
| 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く） |  |
| 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある |  |
| 夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 （麻酔銃猟をする場合は除く）） | 射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。※　なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。　　イ　標的の中心から二・五センチメートル　　ロ　標的の中心から五・〇センチメートル |  |
| 夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること |  |
| その他市町村の判断により任意で記載する事項**（記載例）** | 対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。※　必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの |  |
| 対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している※　委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。 |  |
| 事前の訓練又は研修に参加したことがある。 |  |

 |
| 　月　　日　名　前　　　　　　　　 |

※　捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。）

※　同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。